

【 注射 】

245 肝性脳症改善アミノ酸注射液の算定について

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

- ① 肝硬変かつ高アンモニア血症に対する肝性脳症改善アミノ酸注射液（アミノレバン点滴静注等）の算定は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名に対する肝性脳症改善アミノ酸注射液（アミノレバン点滴静注等）の算定は、原則として認められない。
  - (1) 肝硬変
  - (2) アルコール性肝硬変
  - (3) 慢性肝炎
  - (4) C型慢性肝炎

○ 取扱いを作成した根拠等

肝性脳症改善アミノ酸注射液（アミノレバン点滴静注）の添付文書の効能・効果は「慢性肝障害時における脳症の改善」である。

肝性脳症は、肝臓の機能が低下したことにより体内にアンモニアが蓄積し、意識障害などの神経症状が出現する病態であり、肝硬変かつ高アンモニア血症では、肝性脳症の病態である蓋然性が高い。

以上のことから、肝硬変かつ高アンモニア血症に対するアミノレバン点滴静注等の算定は、原則として認められると判断した。

一方、②に掲げる傷病名のみの場合、一般的に肝性脳症の病態であるとは考えられないため、原則として認められないと判断した。